



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年7月8日（火） 第10312号

目 次

ページ

告 示

○保安林予定森林（森林保全課）

2

公 告

○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）

2

○同

3

○同

3

○土地改良区連合の定款変更認可（同）

4

○開発工事の完了（建築課）

4

■ 告 示

◎群馬県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 高崎市吉井町東谷字荷付場829、字岩石831、832、833の1、834から841まで、字尾根下842、字樽坂896から898まで、倉渕町岩氷字岡尾根951、安中市西上秋間字中尾根2360の1、2361の3、字胡桃沢2367の1、2387、2388の7から2388の10まで、2389の1、2389の3、2390の1、2390の3、字社組2398の1、字西滝ノ入2424の1、2425、2426、字東般若沢2593の8

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高崎市吉井町東谷字岩石831、832、833の1、834から841まで、倉渕町岩氷字岡尾根951、安中市西上秋間字中尾根2360の1、2361の3、字胡桃沢2387・2389の1・2390の1・2390の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2388の8から2388の10まで、字社組2398の1、字西滝ノ入2424の1、2425、2426

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡登堰	理 事	再 任	高木信行	桐生市相生町二丁目829番地1
	同	同	新井章夫	太田市西長岡町604番地

同	同	須藤和幸	同 菅塩町600番地
同	同	田部井隆史	同 同 877番地
同	同	石原康男	同 北金井町421番地
同	同	植木雅己	同 藪塚町209番地
同	同	小林道雄	同 同 956番地
同	同	小島秀一	同 同 1723番地
同	同	西澤均	みどり市笠懸町阿左美2678番地3
同	同	和田信義	同 笠懸町鹿3247番地
同	同	大澤貞雄	同 同 3847番地
同	新 任	藤生茂夫	太田市藪塚町2605番地
同	退 任	藤生道夫	同 同 3018番地
監 事	再 任	須永博治	同 成塚町1086番地1
同	同	岩崎吉男	みどり市笠懸町鹿3464番地
同	新 任	福田陽一	太田市藪塚町3553番地
同	退 任	山藤英男	同 同 679番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
吉田	監 事	新 任	新井節男	富岡市富岡2149番地
	同	退 任	畑村繁	同 同 1811番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事	区 分	役 員 氏 名	住 所
--------	------------	-----	---------	-----

	の 別			
細野原	理 事	新 任	石井義弘	安中市松井田町新井423番地
	同	退 任	黛典周	同 松井田町土塩416番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により渡良瀬川上流土地改良区連合の定款の変更を令和7年6月30日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年7月8日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前75-2	佐波郡玉村町大字小泉75番地3 松本千秋
2	佐波郡玉村町大字飯塚124-6	神奈川県厚木市三田二丁目15番11号 大木茂久、大木富美子

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111